

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（内閣府・内閣官房）

制 度 名	地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>総合特別区域法第 2 条第 3 項第 2 号に定める特定地域活性化事業について、地域活性化総合特区の税制優遇措置（所得控除）の対象事業に以下の事業を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業資源由来に限定されている再生可能エネルギー源を活用した事業の範囲を拡大し、大規模未利用地を活用した太陽光発電事業など、農業資源に由来しない再生可能エネルギー源を活用した事業</li> <li>・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の施行に伴い、総合特別区域内で、虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業</li> </ul>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲80 百万円 （ — 百万円）	
新 設 ・ 要 と 拡 充 す る 理 由 は 延 長 を	<p>(1) 政策目的 総合特別区域法の趣旨に基づき、地域の知恵と工夫を最大限生かすことにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性 地域の特色ある産業の育成や地域的・社会的課題の解決を図るためには、そうした社会的課題や地域コミュニティの維持・活性化に取り組む事業者が、資金を集めやすくする環境を整備する必要がある。</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	—
	<p>政策の達成目標</p>	<p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「総合特区制度の創設により、・・・地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される」と定められているところ。地域活性化総合特区においては、現在、全国で 32 地域指定されており、それぞれの特区で総合特区特別区域計画において数値目標を定めている。地域活性化総合特区 32 地域のうちあわじ環境未来島を代表例で挙げると 2016 年までの目標として、①エネルギー自給率（7%（2010 年）→17%（2016 年））、②二酸化炭素排出量（1990 年比 19%削減（2010 年）→1990 年比 32%削減（2016））、③再生可能エネルギー創出量（83,851MWh/年（2010 年）→80,472MWh/年（2016 年））、④一般家庭・一般事業所当たりエネルギー消費量（—（2010 年）→2008 年比 10%削減（2016 年））、⑤新規就農者数（36 人/年（2010 年）→65 人/年（2016 年））、⑥耕作放棄地面積（1,130ha（2010 年）→1,105ha（2016 年））、⑦一戸当たり農業生産額（186 万円（2009 年）→195 万円（2016 年））が掲げられている。</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2015 年度末まで</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「総合特区制度の創設により、・・・地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される」と定められているところ。地域活性化総合特区においては、現在、全国で 32 地域指定されており、それぞれの特区で総合特区特別区域計画において数値目標を定めている。地域活性化総合特区 32 地域のうちあわじ環境未来島を代表例で挙げると 2016 年までの目標として、①エネルギー自給率（7%（2010 年）→17%（2016 年））、②二酸化炭素排出量（1990 年比 19%削減（2010 年）→1990 年比 32%削減（2016））、③再生可能エネルギー創出量（83,851MWh/年（2010 年）→80,472MWh/年（2016 年））、④一般家庭・一般事業所当たりエネルギー消費量（—（2010 年）→2008 年比 10%削減（2016 年））、⑤新規就農者数（36 人/年（2010 年）→65 人/年（2016 年））、⑥耕作放棄地面積（1,130ha（2010 年）→1,105ha（2016 年））、⑦一戸当たり農業生産額（186 万円（2009 年）→195 万円（2016 年））が掲げられている。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>総合特区制度による国と地方の協議を経て、154 提案が実現する見込みがたった。</p>
	<p>有効性</p>	<p>各特区における具体事例については以下のとおり。</p> <p>（参考）</p> <p>■あわじ環境未来島特区 企業数：5社（太陽光発電事業者、風車発電事業者等）</p>
	<p>要望の措置の適用見込み</p>	
	<p>要望の措置の効果見込み（手段とし</p>	<p>「地域活性化総合特区」全件については調整中。 なお、各特区における具体事例については以下のとおり。</p>

	ての有効性)	(参考)  <b>■あわじ環境未来島特区</b> 所得控除が適用されることにより、農業資源に由来しない再生可能エネルギー源を活用した事業に対し、市民から積極的な投資が促進され、再生可能エネルギーの創出が一層促進される。 これにより「エネルギーが持続する地域」を実現することが可能となり、地域力が向上する。
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地域活性化総合特区税制 ・出資に係る所得控除：社会的課題解決に資する事業を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「総合特区推進調整費」を要求する予定。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	内閣総理大臣による認定を受けた「地域活性化総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政措置及び要望税制措置等を一体として支援。
	要望の措置の妥当性	地域の特色ある産業の育成や地域的・社会的課題の解決に向けた取組は、各産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効率的である。  (参考) 各特区における取組  <b>■あわじ環境未来島特区</b> あわじ環境未来島特区に掲げている再生可能エネルギー創出に寄与する事業については、事業者に対し、指定金融機関を通じた利子補給による支援のしくみがある。 新たに再生可能エネルギー創出に寄与する企業を立ち上げるには、初期投資が不可欠であり、多くの志のある資金を集結することが必要となるが、こうした特区の取組を支える投資家に対する支援は、税制措置が適当である。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		—